考える主権者をめざす情報誌

VOICEIS

特集

住民投票を考える



- ●住民投票の意義と課題(岡本 三彦) 4
- ●条例に基づく住民投票の系譜(今井一) 6
- ●住民投票と選挙の投票参加(井田 正道) 8
- ●異例ずくめの「大阪都構想」住民投票(高橋茂) 10
- ●住民投票における運動規制 (田村 一郎) 12

巻頭言

18歳選挙権と18歳未満の選挙運動

(成田 憲彦) 2

コーナー

名言の舞台 3

コーナー

情報フラッシュ 14

寄稿

"選挙離れ社会"とメディアの役割

(神志名 泰裕) 16

連載

アクティブラーニングで 教育が変わる! (第2回) 18

レポート

学生が運営した青森中央学院大学での 期日前投票所 20

報告

第47回衆議院議員総選挙に関する 有権者の意識調査 22

報告

告 18歳選挙権認知度調査 24



<mark>□-ナ- 海外の選挙事情 「トルコ総選挙」</mark> 26

公益財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、全くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。





卷頭言

18歳選挙権と 18歳未満の選挙運動

駿河台大学法学部教授 成田 憲彦



〉18歳選挙権の課題

来年の参議院選挙から18歳選挙権が適用される見通しとなって、高校の教育現場では解決すべき多くの課題に直面していると報じられている。

有権者教育をどうするか、学校内での選挙運動はどこまで許容すべきか、教育の中立性をいかに確保するかなどはその例だが、扱いを難しくしている事情の1つは、3年生に選挙権をもつ生徒ともたない生徒が混在することになる点である。

改正前の公職選挙法第137条の2は、第1項で「年齢満二十年未満の者は、選挙運動をすることができない」と規定し、第2項でそれらの者の選挙運動への使用の禁止と、ただし選挙運動のための労務には使用できる旨の規定を置いていた。この条文は、今回の改正法で「二十年」が「十八年」に置き換えられたが、これにより同じ高校3年でも18歳の者とそれ未満の者では投票権のみならず、選挙運動の点でも差が出ることになる。

なぜ選挙権年齢未満の者は 運動できないのか

18歳未満の者(従来は20歳未満の者)は、なぜ選挙運動ができないのか。総務省の職員の研究会名義の解説本(『実務と研修のための わかりやすい公職選挙法』第15次改訂版 2014年 ぎょうせい)では、「心身未成熟な未成年者(今後「18歳未満の者」と改められよう)を保護しようとするものである」と説明している。だが、選挙運動をさせないことがなぜ「心身未成熟な」者の「保護」になるのか。選挙運動の労務には使ってよいのだから、選挙から遠ざけようとしているわけではない。当然、「選挙運動」は心身未成熟な者には有害だから、という理屈にならざるを得ない。

しかし、例えば改正前なら高校生、改正後なら中学生と高校1、2年生が、自分たちの教育を重視してくれる候補者を応援することは、本当にしてはいけないことで、罰則(1年以下の禁固又は30万円以下の罰金)付きで禁止すべきことなのだろうか。どこの国(先進国に限るが)でも、そんな規定を置いている国はない。

選挙運動こそ有権者となる事前学習

公職選挙法第137条の2は、公職選挙法制定後 選挙運動に関する初の大幅改正となった昭和27 年法律第307号で新設された。この法律は、自由党、 改進党、社会党の議員が協議を重ね、選挙運動の 新ルール(禁止事項)を取りまとめたもので、会 議録(第13回国会・衆議院「公職選挙法改正に 関する調査特別委員会会議録」第4号)を読むと、 小学生を動員した選挙運動が行われたことが背景 にあったようである。

それが事実なら確かに好ましくないが、しかしそこから一足飛びに未成年者(今後は18歳未満の者)の選挙運動を一律に禁止するのはどうか。起草小委員会の原案では、少年法との関係から未成年者の使用のみの禁止となっていたが、親委員会で選挙運動を行うこと自体の禁止に変更された。委員会では、若年者の「保護」という議論はなかった。

候補者の側が使用するのは禁止でもよいが(小 学生以下の禁止にする等もあろう)、18歳未満の 者が自ら考え、自分の信念で自発的に運動するこ とは、有権者としての事前学習の意味でも、許容 してよいのではないだろうか。

なりた のりひこ 1946年生まれ。国会図書館調査員、 内閣総理大臣秘書官を経て、1995年から現職。専門は 政治制度論。著書に『官邸 上・下』(講談社、2002年)等。



名言の舞台

ホセ・オルテガ・イ・ガセット

1883~1955年

民主政治は選挙制度が適切なら 何もかも巧くいく そうでないと全部ダメになる*

20世紀スペインの哲学者オルテガの言葉で、 主著『大衆の反逆』に出てきます。「民主政治は、 一つのとるに足りない技術的細目に健全さを左 右される。その細目とは選挙の手続きである とあります。「それ以外のことは二次的である。 もし選挙制度が適切で、現実に合致していれば、 何もかも巧くいく。そうでなければ他のことが 理想的に運んでも、全部ダメになる」と続きます。

「とるに足りない」技術的問題と見えかねない 細目だが、選挙制度は重要である、との警句と して最高です。1994年の政治改革国会の最終局 面で中村鋭一参院議員が本会議演説に引き、有 名になりました。

古代ローマは、都市国家から広大な国家に発 展する過程で、投票手続きの改革を怠りました。 木村凌二氏**によれば、選挙権はローマを離れ て住んでいる市民にも認められていたものの、 ローマ市内でしか投票できないという制度があ

り、それが放置されていたようです。

これでは「郊外に住む市民は投票に行けない」 し、巨大な「ローマ国家の全土に分散していた 人々については言わずもがな」でした。これが 不適切な例に引かれているのです。

「ローマは破滅寸前だった」が、それは「ばか げた選挙制度に固執していたからしで、「選挙制 度は、それが欺瞞的な場合、愚にもつかぬもの である」と続きます。わが国の選挙制度も、よ く点検してみなければならないでしょう。

大衆社会論の名著『大衆の反逆』は、選挙制 度をテーマにした書物ではありませんが、有権 者の在り方を考えるうえで多くの示唆が得られ ます。

翻訳は寺田和夫訳 (中央公論新社)、神吉敬三 訳(ちくま文庫)、桑名一博訳(白水社)がありま すが、そろそろ新訳を期待したいところです。

(加藤 秀治郎・東洋大学名誉教授)

		ガが生	きた	2時	代										
	1883	98	1904	05	10		25	30	31		36		46	53	1955
オルテガ・スペイン	マドリードに生まれる。	マドリード大学で哲学を学ぶ(〜23)、スペイン敗北米西戦争(8)、スペイン敗北	博士号を取得	ドイツ留学(~07)	マドリード大学教授に	リベラ将軍による軍事独裁政治 (23~30)	『芸術の非人間化』刊行	『大衆の反逆』刊行「共和国奉仕団」の結成に関与	スペイン第二共和政 (31~39) 憲法制定議会議員に、間もなく 議会への批判を強め辞任	スペイン内戦 (36~39)	スペインを逃れ外国で活動(~45) フランコ将軍、国家元首 (総統)に (88~15)	第二次世界大戦(39~45)	『オルテガ全集』刊行始まる	マドリード大学を退官	マドリードの自宅で死去享年72歳
日本	大日本帝国憲法	発 布 (89	日露戦争 (04~05)		大正時代始まる(2)	関東大震災(23)	昭和時代始まる(26)	世界恐荒(空)	満州事変(31)		『芸術の非人間化』 等四篇、翻訳・ 刊行 (8)	太平洋戦争 (4~45)	日本国憲法施行(47)	朝鮮戦争 (50~53)	『大衆の豆逆』 翻訳・刊行 (53)

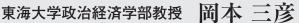
^{*} 出典:J・オルテガ『大衆の反逆』(邦訳、中公クラシックほか)(訳文は加藤が縮減)

^{**}古代ローマ社会史が専門の歴史学者、東京大学名誉教授。

特集

住民投票を考える

住民投票の意義と課題





1990年代半ば以降、日本でも原子力発電所や産業廃棄物処分場建設の是非、市町村合併、公共施設建設の是非等をめぐって住民投票が行われている。憲法や地方自治法など法律に基づく住民投票を除くと、日本では今のところ自治体の政策や公共施設の設置等に関して住民投票を実施するための法律がない。そのため、地方自治体で特定のテーマについて住民投票を行おうとすれば、通常は条例等に基づいて実施することになる。本稿では、条例による住民投票を中心に、住民投票の意義や課題、影響などについて考えてみたい。

条例による住民投票の意義と課題

条例に基づく住民投票は、筆者が調べた限りでは、1996年の新潟県巻町(現新潟市)での住民投票以降、2015年5月末までに、市町村合併に関連するものを除くと、28件が実施されている。このうち、2003年頃までは産業廃棄物処分場の建設や原子力発電所関係の住民投票が多かったが、2005年頃からは公共施設の建設に関するものが多くなる¹⁾。

住民投票条例は、直接請求等によって個別の テーマごとに住民投票条例を制定する場合(個 別型住民投票条例)と、あらかじめ住民投票条 例を制定し、一定の有権者の請求等によって住 民投票を実施する常設型の住民投票条例(常設 型住民投票条例)がある。

個別型住民投票条例の場合は、まず条例を制定することから始めなければならない。首長や議会が住民投票条例を提案することもあるが、有権者が発議するには、地方自治法の直接請求制度に基づいて、有権者の50分の1以上の署名

とともに、首長に請求する。個別型住民投票は、 案件ごとに議会で制定することになるので、住 民はさまざまな案件について住民投票を請求で きる。ただし、住民による直接請求は議会で否 決されることが少なくない。

それに対して、常設型住民投票条例の場合は、あらかじめ住民投票の対象事項や発議要件等を 定めた条例が常設され、その要件を満たせば、 首長、議会を経ることなく、必ず住民投票を実 施することになる。常設型は、個別型に比べる と手続き的に短い時間で、住民投票が実施でき る。ただし、住民から請求があったテーマが住 民投票の対象となるか否かは自治体が判断する ため、必ずしも請求したテーマがそのまま住民 投票にかけられるとは限らない。

個別型にせよ、常設型にせよ、条例による住民投票は、その結果に法的拘束力がある「拘束型」ではなく、住民の意向を尋ねる「諮問型」であることから、首長、議会は投票結果とは異なる意思決定を行うことが可能である。もちろん、地方自治体は代議制デモクラシーを基本としており、原則として首長と議会に最終的な意思決定権がある。また、ほとんどの住民投票条例で「首長、議会は投票結果を尊重する」と規定されている。しかし、首長や議会は「結果を尊重」したうえで、投票結果とは異なる結論に達する、ということもありうる²⁾。そのため、場合によっては、さらに自治体に混乱を引き起こすこともある。

条例による住民投票は、自治体ごとに条例を 制定するので、対象や内容は多様である。公職 選挙法等とは関係なく投票を実施できるため、 投票資格の範囲なども比較的柔軟に設定できる。 また、「諮問型」であるがゆえに、さまざまな政

¹⁾ 拙稿「自治体の政策過程における住民投票」『会計検査研究』第45号(2012年)。

²⁾ これまでにも、例えば、1997年12月に沖縄県名護市で実施された在日米軍基地返還に伴う代替海上へリポート建設の是非を 問う住民投票では、建設「反対」が過半数を占めたものの、市長は建設受け入れを決め、その直後に辞任している。

策に関して(外交や防衛に関するものでも)住民 投票の対象にできる³⁾。住民投票は、たとえ条例 に基づくものであっても、住民にとって「政治参 加の手段」のひとつとして、意義のあるもので ある。

住民投票と自治体の財政

ところで、2005年頃から、日本における住民 投票は、公共施設をめぐるものが多くなってい る。その背景には、厳しい財政状況とそれに対 する住民意識の変化がある。自治体が計画して いる公共施設の中には、多額の建設費や維持費 がかかるものがある。財政が厳しい中で、多額 の支出が本当に必要なのか、という疑問である。 財政状況が良い時には一部関係者の合意だけで 建設できた公共施設も、今日では有権者(納税者) の合意がなければ建設が難しくなっている。

欧米諸国でも、多額の支出を伴うプロジェク トに関して住民投票を実施しているところがあ る。例えば、オリンピックの開催地として立候 補しようという自治体が住民投票によってその 採否を決定するというのがそれである。オリン ピックは、世界各国から多くの選手や観光客が 訪れることから知名度も高まり、一定の経済効 果が期待できる一方で、開催には多額の費用が かかり、自治体の財政にも大きな負担がかかる。

2022年のオリンピック冬季大会の立候補をめ ぐってドイツのミュンヘンやスイスのサン・モ リッツやダボスがあるグラウビュンデン州、 2028年の夏季大会の立候補を試みたオーストリ アのウィーンは、いずれも住民投票で反対が多 数を占め、各自治体は立候補を取りやめている。 これらの自治体では、オリンピックの開催はメ リットよりもデメリットが多いと判断したといえ よう。

このように住民投票には、財政の支出を抑制 する効果があるとされる。今日のように、どの 自治体も財政的に厳しい状況にあれば、限られ た資源(税金)をどのように使うのか、とくに 大規模な支出については、納税者としての住民 が意思決定に関与することは有意義である。

住民投票の効果

住民投票は、財政の支出を抑制するだけでな く、自分たちの行動(投票)が政治に影響を与 えたと感じる「政治的有効性感覚」を高め、ま た政治に関するさまざまな情報を積極的に入手 し、読み解き、判断する能力としての「政治リ テラシー」を養成する効果もある。

政治的意思決定に参加するということになれ ば、政治に関心をもつようになる有権者は多い。 さらに自分たちの行動で政治を動かすことがで きるとなれば、積極的に政治に関与するはずで ある。実際に、これまで住民投票を行った多く の自治体では、有権者の関心も高く、積極的に 住民投票の案件に関する情報を集め、意見交換 が行われていた。住民が、住民投票を機会に賛 否両派のキャンペーン(投票運動)を通じて、 案件について勉強し、知識を深めることに役立っ たといわれている⁴⁾。

こうした行動は、政治的有効性感覚と同時に、 「政治リテラシー」にも効果があると考えられる。 住民投票は、実際の政治的判断を経験するのに 有効な方法である。住民投票によって有権者が 自治体の政策について投票するようになれば、 住民の政治的関心を喚起することにもつながり、 政策や政治について情報を入手し、勉強するこ とになる。政治リテラシーを涵養するには、現 実の政治に参加して、政治的有効性感覚を体験 することが重要である。

政治は難しいと考える前に、まず投票に行き、 自らの小さな政治権力を活かすことでどのよう な効果があるのかを経験することが大切である。 その点で、条例による住民投票にも課題はある ものの、実施することの意義は大きいといえよう。

おかもと みつひこ 1962年生まれ。早稲田大 学大学院政治学研究科博士課程修了。博士(政治 学)。東海大学政治経済学部准教授などを経て現職。 専門は、地方自治論、政策過程論。著書に、『現代 スイスの都市と自治 (早稲田大学出版部、2005年)、 『新しい公共と自治の現場』(共著、コモンズ、 2011年)など。

³⁾ 例えば、日米地位協定の見直し及び米軍基地の整理縮小に対する賛否に関する住民投票(沖縄県) や在日米軍再編に伴う空母艦載機移転受け入れの是非に関する住民投票(山口県岩国市)などがある。 4) 伊藤守、渡辺登、松井克浩、杉原名穂子『デモクラシー・リフレクション』(リベルタ出版、2005年)。

条例に基づく住民投票の系譜



今井 ジャーナリスト

特色と問題点

条例制定に基づく住民投票は、これまでに410 件以上行われている。制定された条例に基づく ルールは、自治体によって異なり、中学生以上 に投票権を認めたところ(長野県平谷村、沖縄 県与那国町) もあれば、滋賀県米原町を皮切り に永住外国人の投票権を認めた自治体も多い(実 施自治体の約6割が認めている)。

この20年間、各自治体で採決された住民投票 条例案の可決率は首長提案だと90%、議員提案 だと40%。だが、直接請求の場合は20%という 低い数値。これは明らかに制度の欠陥によるも ので、同じ直接請求でもリコールの場合は規定 の署名が集まれば、必ず解職・解散の是非を問 う住民投票が実施されるのに、条例制定・改変 の場合は、住民(主権者)の請求署名をどれだ け獲得しても、議会は条例制定(=住民投票の 実施)を拒むことができるのだ。

実際、熊本県の人吉市では48%、愛媛県の大 洲市では53%、新潟県の小国町では57%の署名 (いずれも選管認定)を添えて請求したが、あっ けなく否決された。地方自治法に定められた2% 以上という請求の要件をはるかに上回る、主権 者の過半数が連署で請求しているのに議会が拒 否できるというのは、常識的に考えておかしい。 例えば、ドイツの場合は、議会がこうした直接 請求を拒んだら自動的に住民投票となる。つまり、 リコールと基本的には同じルールということだ。

こうした日本の制度的欠陥を是正しようと、片 山善博氏が民主党政権時に総務大臣として住民 投票の法制化に取り組んだが、「3.11」とその後 の政権交代のあおりを受けて成就しなかった。 ただし、前述の制度的欠陥を補うために、一定 数の署名が集まれば (リコール同様) 必ず住民 投票を実施する「実施必至型住民投票条例」を

制定している自治体もある(千葉県我孫子市、 大阪府岸和田市、奈良県生駒市など)。

いずれにしても、住民からの求めで実施にこ ぎつけるのは至難の技。リコールに類した法制 度を整えない限り、直接請求による住民投票の 活用が広まるとは考えにくい。

最初の動き

住民投票条例の制定を求める直接請求の動き が起きたのは、70年代に入ってからだ。例えば、 東京都立川市では、78年に「米軍立川基地の跡 地利用」に関して、これをどう使うべきかを住民 投票にかけようと市民が立ち上がり、直接請求 に必要な連署を収集したが、議会は79年2月に この条例案を否決した。

3年後の82年には高知県窪川町で、リコール されたあとの出直し選挙で当選した藤戸進町長 が公約どおり「四国電力の原発設置」の是非を 問う住民投票条例の制定を提案し、賛成多数で 可決された。これが日本で最初に制定された住 民投票条例だが、実施には至らなかった。

住民投票が最初に実施されたのは、96年8月 4日、新潟県西蒲原郡巻町だった。町民に問わ れたのは「(東北電力に町有地を売却して) 原発 建設を認めるか否かし。チラシ配布、集会開催な ど3カ月にわたる賛否両派の猛烈なキャンペー ン合戦によって町民の案件理解は深まり、投票 率も高くなった(88.29%)。

人口3万余りの小さな町の住民投票は大きな 話題となり、『朝日』 『毎日』 など全国紙が1面トッ プの扱いで報じた。そして、選挙とは異なる住 民投票に対する人々の関心の扉を開いた。

巻町での住民投票の翌月には、「米軍基地の整 理縮小、日米地位協定の見直し」をテーマに沖 縄で県民投票が実施され、翌97年には岐阜県御 嵩町で「産業廃棄物の巨大処理場の建設」をめ

ぐって住民投票が行われた。そして、同年12月 には「米軍のヘリ基地建設」をめぐって名護市 で住民投票が実施された。

この4件の住民投票は大きく報道されて全国 的な話題になった。そういうこともあり、初期の 住民投票、および住民投票の実施を求める動き は「原発」「基地」「産廃」ばかりという印象を強 く持たれるのだが、実際には「広島空港の建設」 (広島県本郷町)、「町営有線テレビの設置」(岐阜 県池田町)、「中海の淡水化」(鳥取県米子市)、「ゴ ルフ場建設」(山梨県増穂町)、「海上の森での万 博開催」(愛知県) とバラエティに富んでいた。

特筆すべき住民投票

これまで実施された410件という数字は、欧米 各国の実施件数と比べても多い方に入る。ただ し、日本の場合、全体の9割以上が「市町村合併」 をテーマとしたもので占められている。この件を 住民投票にかけることは、首長も議会も賛成す る場合が多く、数多く実施されたのだが、その 他のテーマで住民投票が行われるのは年に1、 2件。そんな中で、市民自治のお手本となり、社 会科の教科書や副読本にも載ったのが、徳島市 で行われた「吉野川可動堰建設」の是非を問う 住民投票だ。

徳島市民の宝物である吉野川のことを、みん なで考えみんなで決めようと、住民投票の実施 を求める直接請求運動が起こったのは98年。名 前、生年月日、住所、捺印を必要とする収集が 難しい法定署名にもかかわらず、獲得した請求 署名は有権者の49%。これだけの連署を、1カ 月という期間で得ることが、どれほど大変か。筆 者は、大阪市における「原発」市民投票条例の 請求代表者を務めたことがあるので、この数字 が「奇跡的」なものであることがよくわかる。

それでも、議会は「住民投票の実施を」とい う市民・請求者の求めを拒んだ。この議会によ る拒否権行使のパターンは、徳島のみならず、 神戸市、人吉市、柏崎市など全国各地の自治体 で見られ、たいていの場合「否決」で運動は力 尽きた。だが、徳島市民は諦めなかった。自分 たちの仲間を市会議員選挙に押し出して当選さ せ、市議会の勢力図を大きく変えて条例制定を

果たし、住民投票を実現した(2000年1月23日)。 投票者の95%が「可動堰建設反対 | に投票し たのだが、住民投票後は、その主権者・住民の 意思を力として「民意尊重」の粘り強い運動を 続け、最終的に国土交通省の建設計画は白紙・ 撤回された。

佐久市、北本市などで「新しい波」

かつて住民投票は、「原発」にしろ「ダム」「空 港」にしろ、議会内では少数派の反対派が「最 後の戦略」として実施を求め、「推進派の首長や 議会の多数派がそれを拒む」というのが通例だっ た。だが、近年、長野県佐久市や埼玉県北本市 などでは、巨額の予算を伴う文化施設やJRの新 駅建設計画などをテーマに、反対派ではない首 長、議員が進んで住民投票の実施を提案し、執 行する新しい波が起きている。

佐久、北本共に投票結果は議会の多数意思と は逆になり、市長は、事前の約束どおり、結果 を尊重して建設計画を撤回した。

両自治体とも、「間接民主制の否定だ」と、住 民投票を実施すること自体に反対する議員もい たが、そういうことを(表立って)言う議員は、 **巻町や徳島市のときに比べて半減した。昔は多く** の議員が「素人の住民に託していいのか。住民よ り賢い議員が決めるべきだ」と堂々と言っていた。 だが、この四半世紀、徐々にではあるが、住民投 票を活用することを肯定的に考える意識は、首 長、議員、市民の中で確実に高まりつつある。

自分たちのまちの未来を自分たちが直接決め ることの喜びと責任。それは、実際に住民投票 を経験した人にしかわからないのかもしれない。

市民は「原発」にせよ「ダム」にせよ、よく わかっていない。だから市民に決めさせてはい けないという人がいるが、話は逆で、住民投票 をやることによって市民は関心を高め勉強をす る。それは、巻町や徳島市、そして大都市法に 基づいて行われた大阪市民投票も含め、多くの 住民投票の現場でみられたことだ。豊かな市民 自治を確保するために、今後も住民投票という ツールは欠かせない。

いまい はじめ 1954年生まれ。ジャーナリスト。 [国民投票/住民投票]情報室 事務局長。著書に『住 民投票』(岩波新書、2000年)等。

住民投票と選挙の投票参加



明治大学政治経済学部教授 井田 正道

大阪市住民投票の投票率

投票率というものは一概に高ければ良いというものではない。才能ある扇動政治家の存在は、 投票率を上げる有力な要因となりうるからだ。 とはいえ、投票率の高低は投票結果の正当性の 度合いを判断する際の指標にもなりうる。とく に住民に直接、政策選択を問う住民投票では、 投票率は代表者を選ぶ選挙以上に重要な意味を 持ち、開票を行うか否の基準である最低投票率 を設定するケースもある。

2015年5月に大阪市で実施された大阪都構想をめぐる住民投票は、66.83%という高い投票率を示した。表には2007年以降における大阪市での地方選挙と今回の住民投票の投票率を示す。今回の住民投票の投票率は、これまでの地方選の中でとりわけ高い投票率であった2011年の市長・知事ダブル選の投票率を6ポイント近く上回り、また、近年の国政選挙でもっとも投票率が高かった2009年総選挙の投票率(65.00%)をも上回った。

表 大阪市の投票率(地方レベル)

実施年月	種類	投票率(%)
2007年3月	市長選	43.61
2007年4月	市議選	46.42
2008年1月	府知事選	47.08
2011年4月	市議選	49.27
2011年11月	市長・知事選	60.92
2014年3月	市長選	23.59
2015年4月	市議選	48.64
2015年5月	住民投票	66.83

注:データは大阪市選挙管理委員会ウェブサイトより。

過去の大阪市長選を振り返ると、統一地方選の日程から外れた1971年12月から2007年11月の間に実施された計11回の選挙のすべてで投票率が45%を下回り、かつ平成に入ってからの1991年から2005年選挙までの計5回の選挙では、いずれも35%をも下回る低投票率が続いた。この推移は、市民が大阪市政に対して長期にわたって無関心あるいは「シラケ」の意識を抱いていたと解釈されても仕方ない結果である。

橋下徹氏が大阪府知事を辞職して大阪市長選に出馬した2011年選挙で投票率が60%に達したが、同選挙は府知事選との同日選であり、過去の市長選との単純な比較はできない。とはいえ、いわゆる橋下氏の大阪市長選出馬が投票率の上昇に寄与したことは間違いない。しかし、2014年3月の市長選では有力対抗馬不在のため、4分の3を超える有権者が棄権した。つまり、2011年選挙では橋下氏ひとりで投票率を上昇させたわけではなく、当時現職の平松邦夫氏との激戦が注目度を上昇させたのであった。

2005年総選挙との類似点

もとより、今回の大阪市のように結果が法的 拘束力を持つ住民投票は直接民主制的な政策決 定手法であるが、決して理解が容易ではない「大 阪都構想」を「よくわかっていない」住民による な投票で決めることは、「10年どころか30年早 い」という議員も存在した。しかしそれならば、 決して理解が容易ではない大阪都構想を問う住 民投票になぜこれほど多くの市民が投票に行っ たのか、という問いが浮上する。もとより、住 民投票の投票率には大きなバラツキがあり、政 策を直接問う住民投票だから代表者を選ぶ選挙 よりも高かったという説明を一般論として論じ るには無理がある。

投票率の高低をもたらす要因は、様々な観点 から論じることができる。そのうち、筆者が注 目するのは、自分の一票が結果の重大な差異に つながるという感覚、すなわち投票有効感であ る。その感覚を増大するには、発信力のある政 治リーダーの存在や与党に対抗する有力な野党 の存在が必要である。大阪都構想をめぐる住民 投票では、発信力のある橋下市長とそれに対抗 する野党連合(大阪市での)の対決構図が、有 権者の関心を高めて高投票率につながった。

この住民投票は2005年に小泉首相(当時) が常識破りの衆議院解散を断行したことによっ て行われた総選挙と共通する部分もある。同選 挙について小泉首相は、「この選挙は郵政民営 化に賛成か反対かを問う国民投票である」と位 置づけた。したがって、同選挙はひとつの争点 を有権者に問う「準国民投票」の性格をも有し ていた。強い発信力をもつ政治リーダーが、そ の一丁目一番地の政策の是非を有権者に問うた 点で、今回の住民投票と2005年総選挙は共通 点がある。

2005年総選挙では、投票率は前回比で7ポイ ントあまり上昇した。年齢階層別にみて、とり わけ投票率が上昇したのが20歳代、30歳代と いう「低投票率層」であった。総務省による投 票区抽出調査によると、20歳代は前回の2003 年選挙に比べ10ポイントを超える上昇をみせた のに対して、70歳以上の高齢層では1ポイント 台の上昇にとどまっていた。

国際的にみて、日本は若年層と高齢層との投 票率の差が大きい。しかし、いくつかの事例を 検討したところ、選挙よりも住民投票のほうが、 若年層と高齢層との投票率の差が小さい傾向が 認められた。例えば、東京都小平市では2013 年4月に市長選が実施され、翌月に都道建設の 是非を問う住民投票が行われた。投票率は、市 長選37.28%、住民投票が35.17%とほぼ同水準 だった。これを年代別にみると、市長選では20 歳代は60歳代に比べて32.79ポイント低かった。 他方、住民投票ではその差は18.59ポイントの 差に縮小している(小平市選挙管理委員会『選 挙の記録』による)。

今回の大阪市の住民投票に関して、本稿執筆 時点では大阪市選挙管理委員会は年齢別投票率 を公表していない。そこで、2013年参院選と 2015年住民投票について、大阪市の各区住民に 占める高齢者割合(65歳以上が全住民に占める 割合)と投票率との関係を分析した。その結果、 2013年参院選では高齢者比率の高い区ほど投票 率が高くなる傾向が認められたが、2015年住民 投票ではその関係は消滅していた。この分析結 果は、間接的に今回の住民投票において若年層 と高齢層との投票率の差が縮小していることを 推測させる。

高投票率をもたらす政治状況

考えてみれば、昨今の若年層は物心がついた 時の政治情勢が55年体制崩壊と政界再編期で あったため、政党支持に関する意識の形成が難 しい時期に青少年期を過ごしている。そのよう な時代状況もあり、無党派層の多い若年層に とって、多くの争点やなじみのない候補者に対 する評価によって選択する選挙よりも、単一争 点の是非を問う住民投票のほうが、投票選択が より容易に映るのではないか。

近年の選挙投票率の低下はいくつかの観点か らその原因を論じることができるが、そのひと つに、1990年代に生じた55年体制の崩壊や政 党の離合集散、そして政党間の対立軸の不明確 化により、選挙における有権者の選択を難しく しているという点を挙げることができる。

とはいえ、国政レベルでは2003年以降の民 主党の勢力拡大による2大政党化が進み、しば らく投票率が上昇傾向をみせた。発信力ある政 治リーダーの存在と2大勢力の拮抗が投票率上 昇に結びつくことを、今回の住民投票は教えて いる。

いだ まさみち 1960年生まれ。明治大学政治 経済学部専任講師、同助教授を経て2006年4月よ り現職。2015年4月より同政治学科長。日本政治 総合研究所理事。2012年3月から2014年3月ま で米国・デューク大学客員研究員。近著に『世論調 査を読む─Q&Aからみる日本人の<意識>』(単著、 明治大学出版会、2013年)。

異例ずくめの「大阪都構想」住民投票

共同通信社地域報道部長 高橋 茂



「大阪都構想」の是非を問う住民投票は5月17日に投開票され、大阪市を廃止して5つの特別区を設置するという橋下徹大阪市長(大阪維新の会代表)の提案は退けられた。反対は70万5,585票、賛成は69万4,844票。差は1万741票で、有効投票総数の0.77%という大接戦だった。

市民が直接投票で「自治体のかたち」を選んだ意義を評価する声がある半面、短期間で理解するのは困難な都区制度の是非を市民に丸投げして無用な対立を招いたとの否定的な見方もある。異例ずくめの住民投票を振り返る。

すり寄った与野党

2012年8月、住民投票の根拠法である大都市 地域特別区設置法(大都市法)が成立した。表 向きは人口要件を満たすすべての自治体に適用 できる一般的な手続き法という形をとったが、大 阪市以外に「都」を目指す動きはなく、実態は 大阪都構想の後押しだった。1人の首長の構想 実現に国会が手を貸したのは、中央政界が橋下 氏の「勢い」を無視できなかったからだ。

大阪府知事だった橋下氏は11年10月、任期満了に伴う翌月の大阪市長選へのくら替え出馬を表明した。都構想に反対する現職の平松邦夫氏を排除するため、自ら知事のいすをなげうって市に乗り込むという橋下氏らしい戦略だった。民主党は再選を目指す平松氏を支援し、自民党府連は支持、共産党も支援に回るという異例の構図となった。

しかしふたを開ければ、橋下氏が約23万票の 大差で勝った。一方の府知事選も、橋下氏側近の 元府議、松井一郎氏が民主、自民両党府連の支 援候補に約80万票差で圧勝し、府と市のトップ を「大阪維新の会」が独占する結果に終わった。

圧倒的な集票力を目の当たりにした既成政党 は、次期衆院選での国政進出をちらつかせる橋 下氏に秋波を送るようになった。

みんなの党の渡辺喜美代表(当時)は、ダブル選直後の11年12月に地方自治法改正案要綱を発表、12年3月には法案を国会に提出した。渡辺氏自身が「大阪維新の会とみんなの党の合作」と認めたようにハードルは低く、人口要件は70万人以上、住民投票は不要とした。

これに対し自民、公明両党は4月、人口要件を100万人以上とする法案を提出。与党の民主党と国民新党は6月、人口要件を200万人以上とする法案を国会に提出した。いずれもみんなの党とは異なり、住民投票を要件とした。

3法案が出そろった時点で、一本化協議がスタート。与野党7会派は7月、大都市法案を議員立法で衆院に提出、8月に成立した。

道府県は、政令指定都市を含む市町村を廃止して特別区を設置できるようになった。対象地域は200万人以上の政令市か、政令市と隣接する市町村を含めて200万人以上となる同一道府県内の地域とした。特別区を設置しようとする道府県と市町村が協議会を設置し、特別区の名称や議会の議員定数などを明記した協定書を作成する。道府県と市町村は議会の承認を受けた後、60日以内に市町村で住民投票を実施し、有効投票の過半数の賛成を得た場合は総務相に申請できることになった。

住民投票を要件とした理由について、提案者の 1人である佐藤茂樹衆院議員(公明)は国会答弁 で、「指定都市が廃止になるという大阪市のような 場合、権限や税財源の面で格下げともいえる事態 が生じて、住民生活などに大きな影響がある。本 当に指定都市を廃止して特別区にしていいのか、 住民の意思を尊重することも大事」と説明した。

運動費用は青天井

今回の住民投票の投票率は66.83%だった。過

去の大阪市長選をみると、中馬馨氏が3選を果 たした1971年4月は61.56%と6割を超えたが、 その後は20~40%台で低迷した。前述した2011 年11月の大阪府市ダブル選で60.92%と再び6割 を超えるまでに40年もかかっていることを考え ると、今回の住民投票は市民の政治的関心を呼 び起こすことに成功したと言える。

複数の候補者が立候補する選挙と異なり、住 民投票は1つのテーマの是非を問う。 賛成が反 対を1票でも上回れば、都構想は実現に向けて 動き出すのである。事前の情勢報道で大接戦が 伝えられていたこともあり、有権者は自らが持つ 1票の重みを感じることができたのではないか。 橋下氏が「反対多数なら政界引退」という考え を早い時期から表明していたことも無視できな い。大阪都構想への関心は低い有権者も「橋下 氏の信任投票 | と受け止めて投票所に足を運ん だケースがあったとみられる。

運動の過熱も、結果的に投票率アップに寄与 したようだ。戸別訪問や夜間(午後8時~翌日 午前8時)の街頭演説、買収などは選挙と同様 に禁止されたが、運動の費用は青天井で、ビラ やポスターの枚数、テレビやラジオのCM、選挙 カーの台数はいずれも制限がなかった。告示前 や投票日当日も有権者に働きかけられるため、投 票締め切りまで「最後のお願い」を続けた。

大阪市の選挙管理委員会も、1億5千万円と いう過去最大の啓発費を計上した。ビル壁面に は巨大看板を設置し、街頭などで多くの人が突 然ダンスを始め人目を引く「フラッシュモブ」の 手法を使うなどして投票を呼びかけた。

用紙の文言に疑問

一方、住民投票前の4月20日に住民監査請求 が提出された。市が開いた住民説明会には市民 の約0.8%(2万2330人)しか参加できず、憲法 が保障する「知る権利」に違反するなどと主張し、 住民投票に関する公金支出の差し止めを求めた。 しかし市の監査委員は、①パンフレットや投票 公報は全戸に配られている、②住民説明会は13 日間39回にわたって開催されている、③来場で きない市民に対して動画サイト、ホームページな どで協定書の内容の周知に努めている―などと

して請求を棄却した。

大阪府警は住民投票後、大都市法に基づいて 公選法を準用し、詐偽投票の疑いで4件を摘発、 5人を書類送検した。母親が亡くなっているのに 母親名義で不在者投票をしたり、母親に成り済ま して期日前投票をしたりするケースがあった。

投票用紙の交付ミスは3件だった。旭区で行 われた投票目前日の期目前投票では、すでに転 居し投票権がない40代男性に用紙を交付した。 西区でも同日、期日前投票に訪れた50代の日本 国籍がない女性に投票用紙を渡した。西成区で は、期日前投票を済ませていた70代女性に再び 用紙を渡した。いずれも有効票となった。

有権者は投票用紙に「賛成」または「反対」 と記入する方式だったが、用紙にあらかじめ印 刷されていた「大阪市における特別区の設置に ついての投票」という文言を疑問視する声も出 た。大都市法第1条(目的)は「道府県の区域 内において関係市町村を廃止し、特別区を設け るための手続しなどを定めると明記している。し かし、投票用紙には大阪市を廃止するというく だりがない。これでは有権者が賛否にかかわら ず市が存続すると誤解しかねないというわけだ。 大都市法第7条(住民投票)の第2項は、関係 市町村長が投票に際して有権者の理解を促進す るよう「協定書の内容について分かりやすい説 明をしなければならない」と定めている。市の 廃止は特別区設置の大前提であり、明記すべき だったと考える。

市選管には投票後、49件の異議申し出があっ た。「反対派のデマーを理由に投票の無効を求め るケースが目立ったが、いずれも認められなかっ た。内訳は「棄却」が25件、形式的な要件を満 たさない「却下」が21件、異議に当たらないと 判断されたものが3件だった。

憲法改正の国民投票も、ほぼ同様の仕組みで 行われる。投票率アップと正確な情報提供をど う両立させるか。今回の住民投票で指摘された 問題点の検証が求められる。

たかはし しげる 1962年生まれ。86年、共同 通信社に入社。仙台支社、大阪支社社会部デスク、 政治部デスクなどを経て2012年6月から現職。

住民投票における運動規制

~憲法改正国民投票を中心に~

総務省自治行政局選挙部選挙課課長補佐 田村 一郎



今年の5月17日に大阪市において大都市地域における特別区の設置に関する法律(「大都市法」)に基づく住民投票が実施された。この住民投票では、賛成・反対の両派によるテレビ CM を使った宣伝や多くのビラの配布などが行われ、投票運動の規制が公職の選挙におけるものとは大きく異なることから注目を浴びるとともに、類似しているとも言われる憲法改正に係る国民投票の投票運動にも国民の目が向けられることとなった。

そこで、国民投票運動の規制について、公職 選挙法による選挙運動の規制と比較しながら解 説するとともに、大都市法に基づく住民投票の 投票運動の規制についても解説する。

憲法改正国民投票の概要

憲法改正は、憲法96条に、国会が各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民の過半数の賛成による承認を経ることと定められている。この承認に係る投票(「憲法改正国民投票」)の手続等を定めたのが日本国憲法の改正手続に関する法律(「国民投票法」)であり、平成19年5月18日に公布され、平成22年5月18日より施行されているところである。

国民投票法では、憲法改正国民投票について、 投票権を有するのは年齢満18年以上(現行は年 齢満20年以上)の日本国民と定められ、国会が 発議した日より60日以後180日以内の国会の議 決した期日に、中央選挙管理会の管理により行 うこととされている。この国会発議から投票まで の期間は、国民に憲法改正の発議の内容を知ら せる周知期間とされ、この期間に、選挙管理委 員会等は投票方法など憲法改正国民投票の手続 に関する広報を担うこととなっている。なお、憲 法改正案の広報については、衆参の議員各10名 を委員とする国民投票広報協議会が担うことと なっている。 そして、憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為すなわち「国民投票運動」について、国民投票法において一定の制限が規定されているところである。

国民投票運動規制の特徴

まず、国民投票運動ができる期間については、 選挙運動が選挙の公示又は告示の日から選挙期 日の前日までとされているのに対し、期間の制限 はない。そのため、上記周知期間にかかわらず 運動を行うことは可能であるし、投票当日に運 動を行うことも可能である。

次に、国民投票運動の主体に関する規制につ いては、投票管理者等の投票事務関係者や選挙 管理委員会の委員・職員、警察官等の特定公務 員は、国民投票運動をすることが罰則をもって 禁止されている。この点は、選挙運動における 制限とほぼ同じ(徴税吏員等は選挙運動の方の み禁止) である。また、公務員等及び教育者が その地位による影響力又は便益を利用して国民 投票運動をすることが禁止されており、この点 は選挙運動と同じであるが、罰則がない点につ いては、選挙運動と異なるところである。なお、 公務員(投票事務関係者、特定公務員を除く)は、 国民投票運動を行えるが、公務員に係る他の法 令で禁止されている他の政治的行為を伴う場合 はできない点に注意を要する。更に、18歳未満 の者や公民権停止の者について、選挙運動と異 なり国民投票運動が禁止されていないことが国 民投票運動規制の大きな特徴の一つである。

続いて、国民投票運動の方法に関する規制については、放送に関するもの以外に特段の規制がない(放送に関する主な規制は、投票日の14日前から当日までの間は国民投票広報協議会による憲法改正案広報のための放送(この中で政党等の意見放送も行われる)以外に憲法改正国

民投票のための広告放送が禁止されるというも の)。そのため、選挙運動と異なり、戸別訪問の 禁止や演説会場等以外での連呼行為の禁止、自 動車や拡声機の使用の規制、ビラの頒布やポス ターの掲示の規制、演説会の規制などは国民投 票運動には存在しない。また、選挙運動におい ては候補者の運動に関する支出に上限額がある が、国民投票運動に支出の上限額は存在しない。

このように、国民投票運動の規制は選挙運動 に比べ非常に少ないのが特徴であるが、その理 由は、立法者の考えとして、国民投票運動は、 主権者である国民の政治的意思の表明そのもの であるから、国民1人ひとりが委縮することなく、 自由に国民投票運動を行い、自由闊達な意見を 戦わせることが必要であり、原則自由とし、規制 はあくまでも投票が公正に行われるための必要 最小限のものとすべきとされたからである。

なお、広告放送に禁止期間が設けられている ことが国民投票運動の大きな特徴であるが、こ れは放送メディアが時に感情に訴えることにより 国民世論に対し大きな影響力を有するものであ ることから、国民の感覚に訴える扇情的な広告 放送が集中的に流れるような事態が投票期日直 前になされた場合、これを言論の自由で淘汰す る時間的余裕がないという懸念があるとの考え 方によるものである。

大都市法に基づく住民投票の投票運動規制

大都市法に基づく住民投票の投票運動(「住民 投票運動 |) の規制については、まず、運動できる 期間について、国民投票運動と同じく制限がない。

次に、住民投票運動の主体に関する規制につ いては、投票事務関係者、特定公務員の住民投 票運動は禁止されるとともに、公務員等や教育 者が地位を利用して住民投票運動をすることも 禁止される。また、18歳未満の者(来年の選挙 権年齢引下げ法施行までは未成年者)や公民権 停止の者の住民投票運動も禁止されており、主 体に関する規制は選挙運動と同じである。

続いて、住民投票運動の方法に関する規制に ついては、選挙運動で規制される自動車や拡声 機の使用の規制、ビラの頒布やポスターの掲示 の規制、演説会の規制(国又は地方公共団体の

主な運動規制についての比較表

選挙運動の規制	国民投票運動の規制	住民投票運動の規制
運動期間の制限	制限なし	制限なし
選挙事務関係者・特定公務 員の運動禁止	投票事務関係者・特定公務 員の運動禁止	投票事務関係者・特定公務 員の運動禁止
18歳未満の者の運動禁止	制限なし	18歳未満の者の運動禁止
戸別訪問の禁止	制限なし	戸別訪問の禁止
演説会場等以外の連呼行為 禁止	制限なし	演説会場等以外の連呼行為 禁止
自動車及び拡声機の使用 制限	制限なし	制限なし
ビラの頒布、ポスターの 掲示の制限	制限なし	制限なし
政見放送以外の運動に係る 放送禁止	投票日前一定期間の運動に 係る広告放送の禁止	制限なし
個人演説会等の制限	制限なし	制限なし
公立建物・駅等での演説 禁止	制限なし	公立建物・駅等での演説 禁止
夜間の街頭演説の禁止	制限なし	夜間の街頭演説の禁止
運動に関する支出額の制限	制限なし	制限なし

所有・管理する建物や駅、病院等での演説は除く) などは住民投票運動には存在しない。また、国 民投票運動では規制されている放送についても 規制がない。一方、戸別訪問の禁止や演説会場 等以外での連呼行為の禁止、夜間の街頭演説の 禁止などについては、選挙運動と同様に規制さ れている。

このような規制となっているのは、住民投票に おいて幅広い議論を求める観点から、規制は投 票の自由公正を確保するための必要最小限の範 囲とするとの考え方によるものであり、これは、 地方自治法に基づく地方議会の解散や地方議員・ 首長の解職に係る住民投票、合併特例法に基づ く合併協議会設置に係る住民投票における投票 運動についての考え方を踏襲したものある。

おわりに

国民投票法はすでに施行されているが、憲法 改正国民投票はこれまで行われたことはない。 そのため、次に行われる時がわが国史上初めて の経験となるところであり、そのときに行われる 国民投票運動は、選挙運動とは全く異なり、ま た住民投票運動とも異なる全く新しいものを目 にすることとなることが予想される。

たむら いちろう 平成12年、自治省入省。総務 省選挙部管理課、選挙課、広島市、兵庫県等を経て、 平成26年7月より現職。



| 若者啓発グループの活躍

・知事選で投票参加を呼びかけ

7月5日投票の群馬県知事選挙で、高崎経済大学 の若者啓発グループ「TCUE投票ファクトリー」は、 県選管等と連携して投票参加の呼びかけを行いま した。

TCUEは、増田正教授(政治学)のゼミ生により 平成25年7月の参院選前に結成されました。活動 内容をフェイスブックで発信をしながら、これまで に学生が出演するオリジナル啓発動画を「ユーチ ューブ」で公開したり、今年4月の高崎市長選時に は、候補者2人に政策等を尋ねた動画をアップする など、若者目線で投票参加を呼びかけています。

今回、投票日直前に県選管とともに駅前で啓発 チラシやうちわを、また高崎市選管から提供され た選挙公報を大学構内で配布し、同年代の若者に 対し知事選への関心の高揚を図りました。



また、プロ野球独立リー グの試合会場でも投票日の 横断幕を掲示し、来場者に 投票日等を周知しました。 試合前の始球式は、TCUE のメンバーが入った着ぐる みのめいすいくんが行い、 マウンド上から知事選をPR しました。

今後は、来夏に予定され ている参院選で大学構内に

期日前投票所が設置されるよう検討することとし ています。

・大学で1000人アンケートを実施

大学構内への期日前投票所の設置を目的に、今 年4月に設立された中央大学の学生による啓発グ ループ「Vote at Chuo!! | は、7月に同大の学生 1000人からの回答を目指す「1000人アンケート」

を実施しました。期日前 投票所の設置に向け、大 学当局や八王子市選管へ の提言書に活用するため に実施したものです。市 選管や大学教授との話し 合いで、まずは根拠とな るデータが示されていな いと投票所設置は難しい と言われ、4月の時点で



代表の古野さんが個人的に200人を対象にアンケ ートを行ったのですが、それでは不十分とされた ことがきっかけでした。また、新たな運営メンバー が加入したこともあり、多くの学生に「Vote at Chuo!!」の活動を知ってもらうことも実施の目的と しました。

アンケートの内容は、最近の選挙(昨年12月の衆 議院議員総選挙・今年の統一地方選挙)に行ったか どうか・行かなかった人はなぜ棄権したのか、中 央大学に期日前投票所が設置されたら利用したい か、(親元を離れ一人暮らし等している学生に)住 民票を移しているかなど9つです。

アンケート用紙は、大教室の授業前の時間に配 布し、授業後に回収する方法と、学生が集まる学

食などで手配り で依頼する方法 で行いました。 いずれもただ配 布するのではな く、実施の意義 や活動の紹介、 何に利用するの かなどの説明も



加えて行いました。その結果、7月中旬に1000人 からの回答を得ることができました。

古野さんは「授業の合間に配布するにあたり、 メンバーをそろえるのが難しかったのですが、ほ とんどの学生が好意的に協力してくれたのでよか ったです」と話します。

今後、八王子市の夏祭りや秋の学園祭などで団 体PR用のチラシを配布する予定です。

大学構内への期日前投票所の設置については、

ほかに滋賀県草津市にある立命館大学びわこ・く さつキャンパスへの設置を求める要望書が、同大 の学生有志により市選管に提出されています。

┃教育委員会等との連携

現行の「20歳以上」から「18歳以上」に選挙権 年齢を引き下げる改正公職選挙法が、平成27年6 月17日に成立しました。この法改正を意義あるも のとするためには高校生等への主権者教育が不可 欠であり、このため選管と教育委員会が連携して、 主権者教育に取り組もうという動きが強まっていま す。

・県教育委員会と協定を締結

長野県選管は、選挙権年齢が18歳に引き下げら れたことを受け、県教育委員会と6月24日に連携 協定を締結し、義務教育段階から主権者教育の充 実を図ることとしました。

協定内容は、高校や特別支援学校高等部での県 選管による選挙出前授業や模擬投票の実施、義務 教育段階での選挙の意味や政治参加についての学 習での連携となっています。

今後、高校のモデル授業となる実践例を、現場 の先生方とも連携して作成し、周知することとし ています。

・県内の全高校に出向いて周知

福井県選管は、9月から年度末までに、県内の公 立高校28校、私立高校7校、特別支援高等学校10 校に出向き、全校集会などの場を利用して18歳選 挙権の実現の意義などについて説明することとし ています。市町選管と連携しながら実施すること としており、各校の要望により出前授業や模擬投 票なども行う予定です。

・県内の全高校で主権者教育を実施

鳥取県教育委員会は本年度、県選管と連携し県 内の全高校で主権者教育を実施することとしてい ます。特に選挙権年齢の引き下げを受けて以降、 各高校から県選管が行う「選挙出前講座」への要 望が増えてきました。7月9日には「第47回衆院選 比例代表選挙 | を題材とした模擬投票を含んだ出 前講座が八頭高校で行われました。また、県内の 東中西部で各1校をモデル校に指定し、県選管と 協議しながら9月以降に「選挙出前講座」を実施 することとしています。モデル校は公開授業とし、 近隣の高校の先生もお呼びして、今後どのように 主権者教育を取り組んでいくかなどを話し合い、 情報の共有を図ることとしています。

・「18歳選挙権」等に向けた研究会

山形県選管は、今国会で選挙権年齢を引き下げ る改正公職選挙法が成立したことを受け、「18歳選 挙権等に向けた研究会 | を7月2日に開催しました。

県教育委員会や 学校長、大学教 授などのほか、 山形大学や東北 公益文科大学の 学生など約30 人が参加し、投 票率の向上や主



権者教育の充実に向けた取り組みを話し合いまし た。投票率の向上に関して、参加者から大学など の進学に際し、学生が住民票を移していないこと が課題として挙げられました。また、来夏に予定 されている参院選で、山形大学が構内に期日前投 票所を設置するため、山形市選管と検討している などの話も出されました。

■ 子ども霞が関見学デー開催!

「子ども霞が関見学デー」では、広く社会を知る 体験活動の機会として、国の省庁等が連携し、夏 休みの子どもを対象に業務内容の説明や省内見学 などを行っています。本年度は7月29日、30日に 開催されました。

総務省選挙部は、選挙のめいすいくんと総務省 のキャラクター15体による「総務省キャラクター 総選挙」を行いました。会場となった総務省が入

る中央合同庁舎2 号館1階ロビーに は多くの親子連れ が訪れ、選挙公報 から選んだキャラ クターに一票を投 じました。開票の 結果、めいすいく んは3位でした。



どのキャラクターに一票を入れようかな?

寄稿

"選挙離れ社会"とメディアの役割



元 NHK 解説委員長 神志名 泰裕

戦後70年 "選挙離れ社会" 進行中

今年4月に行われた統一地方選挙の投票率は、軒並み過去最低の記録を更新する残念な結果に終わった。10道県知事選の平均投票率は47%、初めて5割を割り込んだ。平均投票率で41道府県議選が45%、市区町村長選が50%、市区町村議選が47%、いずれも過去最低記録を更新した。

また、無投票当選者も道府県議会議員、町村議会議員でそれぞれ22%、5人に1人の割合に達した。選挙なしで当選者が決まる"選挙の空洞化"に加えて、最も身近な統一地方選挙で投票所に足を運んだ有権者が2人に1人の割合にまで落ち込んだことになる。

投票率の低下は国政選挙でも同様だ。過去3回の選挙で見ると、衆院選では2009年の69.28%から去年は52.66%まで急落し、戦後最低を記録した。参院選でも2007年の58.64%から一昨年の52.61%まで低下し、戦後3番目のワースト記録だ。投票率の中身も去年の衆議院選挙のデータでは、若い世代だけでなく、40代から60代の中高年世代でも大幅に下がっている。さらに、これまで高い投票率を誇っていた地方でも低下している。今年は戦後70年の節目の年だが、日本列島は"選挙離れ社会"が進行中という深刻な事態に陥りつつある。

こうした事態に歯止めをかけるためにどうするか、政治の対応とメディアの役割を中心に考えてみたい。

問われる政党 まずは"選挙総括"を

有権者の投票行動は多くの要因が絡んでおり、これをやれば投票率の低下を防げる特効薬があるわけではない。日頃の選挙取材で、各市区町村の選挙管理委員会や明るい選挙推進運動

の方々の地道な啓発活動には頭が下がる思いが する。また、期日前投票の利便性の向上など投 票環境の整備も重要な課題だ。

一方で、投票環境の整備など行政側の対応だけでは限界があるのも事実だ。今年の統一地方選挙でも投票率が上がった北海道や大分は、与党対民主党の対決型の構図となり、これが有権者の関心を高めたと言えそうだ。5月の大阪都構想をめぐる住民投票の投票率が67%と高かったのも賛成、反対両陣営の激しい戦いが反映したものと見られる。つまり、有権者を引きつける選挙になっているか、政党の取り組み方が大きなカギを握っている。

具体的な取り組みとしては、まずは政党自らが「選挙の総括」をきちんと行うことから始めてはどうかと考える。選挙の位置づけをはじめ、候補者擁立などの選挙態勢づくり、勝因・敗因の分析、今後の対応策を総点検する。低投票率の場合は、要因分析や改善策を示してもらう。政党のタイムリーで本格的な選挙総括は、特に敗北した場合は執行部の退陣もあって意外に少ない。政党の総括を求め、習慣にしていくことは、メディアの責任と役割でもある。

次にもう1つ感じるのは「党首討論など論戦のバージョン・アップ」だ。国政選挙の際に日本記者クラブでは、各党党首を招いて"党首同士の直接討論"を行う。この司会・進行を担当した経験で言わせてもらうと、"乾坤一擲の大勝負を期待していたのに論点がかみ合わない"と感じたことも多い。この要因だが、ふだんの国会論戦に問題があるのではないか。例えば、国会での党首討論は1国会でわずか1回か、2回しか行われない。模範のイギリスは週1回ペースだ。

また、ふだんの国会論戦でも「消費増税と社会保障」「アベノミクス」「人口減少社会への対応」など知りたいテーマは実に多い。しかし、

テレビ中継で論戦を聞いて"問題の核心がわ かった"と納得する人は少ないのではないか。 以前は、安全保障をめぐる「中曽根(首相)・石 橋(社会党委員長)論争」もあった。

有権者の政治参加を高めるには、遠回りのよ うだが、ふだんの政治の取り組み、「国民が納得 する論戦の復活」がカギだ。この夏は、通常国 会が9月末まで戦後最長の延長になり、安保法 案の審議が続く見通しだ。衆議院を通過した安 保法案の審議が参議院で続く。納得感ある論戦 はできるか。私たち有権者は最終的に来年夏の 参院選で審判を下すことになる。

問われるメディア 争点設定に主導権を

"選挙離れ社会"の問題では、メディアの対 応も問われている。私自身、40年余り記者・解 説委員を務めた当事者の1人として、選挙報道 に絞って感想や意見をのべてみたい。

この10年余りの選挙報道で難しさを感じたの は「国政選挙の位置づけや争点設定」の問題だ。 例えば、2005年の"郵政解散・刺客選挙"。当 時の小泉首相は、郵政民営化のワン・イシュー で争点を設定、刺客候補を擁立して大勝した。 去年の衆院選では、安倍首相が"アベノミクス 解散"と命名して選挙戦に突入、与党が大勝し た。メディアの一部から「大義なき解散」批判 が出されたが、大きな論点にはならず、経済政 策の中身の議論も深まらなかった。選挙後、安 倍政権は安全保障法制の整備を優先課題に位置 づけ、成立をめざしている。

このように、選挙の争点設定が政権主導で行 われるケースが出てきた。その結果、メディア の対応が"後追い型"になっていないかという のが、私の問題意識だ。従来、争点の設定は、 メディアが政党・有権者双方を取材し主導して きた。有権者にとっても選挙で政権や政策を選 択する場合、客観・公正な判断材料が不可欠だ。 このため、メディアの側は、選挙の争点や問題 解決の優先順位などについて、政権・政党とは 異なる「説得力ある判断材料」を提供していけ るかどうか、"選挙報道の質が問われる時代"に 入っている。

日本の選挙報道は新聞、通信、NHK、民放な

どが競争しながら取り組んでいるが、3つの流 れがある。1つが「正確・迅速・公正重視路線」。 2つめがワイドショーを含む「エンターテイメ ント路線」。3つめが「問題分析・主張展開路線」。 こうした「自由で多様な選挙報道」を基盤に有 権者の関心を高め、政治参加の促進につなげて いく取り組みが重要だ。

次に選挙報道に関連して、昨年の衆院選の際、 自民党が在京テレビ各社に「公平中立、公正の 確保」を求める文書を送る動きがあった。政治 的な圧力とも受け取られかねないので、私は止 めた方がいいと考える。政治とメディアの関係 では、6月下旬に自民党若手議員の勉強会で「マ スコミを懲らしめるには広告料収入がなくなる のが一番」などと報道機関を批判する問題が起 きた。民主主義の根幹である「報道の自由」を 否定するような言動が、政権与党の会合で出さ れたことに驚かされた。こうした動きは論外だ が、メディアの側も「国民の知る権利に応える 報道」「事実に基づく正確な判断材料の提供」 といった使命・役割の徹底と日常の取材で実績 を示していくことが必要だ。

- 18歳投票時代 "選挙離れ社会"脱却へ

投票年齢を18歳からに引き下げる改正公職選 挙法が6月17日に成立した。投票年齢の引き下 げは70年ぶりで、来年夏の参院選から実施され る見通しだ。

"難問最多先進国"日本にとって、若い世代の 選挙参加の意味は大きい。何から始めるか。個 人的な考えだが、2段階で進めたい。まずは、 直近の参院選への対応、新しい有権者へ判断材 料の提供などを急ぎたい。その際、問題が起き た場合は、学校の先生に責任を押しつけず、地 域全体で議論しながら改善する仕組みを工夫し たい。第2段階は中学・高校・大学での"社会・ 政治教育の充実と人材育成"。それに"選挙離 れ社会からの脱却"、全世代の主権者教育展開 の第一歩にしたいと考えている。

かしな やすひろ 1948年生まれ。1971年NHK に入社、記者、解説委員、解説委員長を歴任。現在、 政治ジャーナリスト、明るい選挙推進協会評議員。

アクティブラーニングで教育が変わる!



導入が求められるようになった背景

教育ジャーナリスト 友野 伸一郎

10数年後には今ある職業の半分以上がなくなる?

こんな予測がある。

「今の小学生が大学を卒業するころには、その 65%が現在は存在しない職業に就くだろう」

つまり、現在は存在している職業が、10数年後には35%程度にまで減少しているかもしれない、ということでもある。

これは、ニューヨーク市立大学のキャシー・ デビッドソン教授がニューヨークタイムズのイン タビューに答えて発言した内容であり、アメリカ では大きな注目を浴びた。

しかし、グローバル化が進む社会である。アメリカで起こるなら日本で起こらないはずはない。

確かに、10数年前にはスマホも存在しなければ、スマホを用いるソーシャルゲームも生まれていなかったし、それらを開発する職業も存在していなかった。現在の自動運転の開発が進めば、何十年後かにはドライバーという職業が存続しているかどうかも分からない。

このような社会に出ていく子供たちは、どのような能力を身につけておく必要があるのだろうか。

たとえば、大学で最新とされる工学の知識を 学んだとする。しかし、その知識は5年もしな いうちに陳腐化してしまい、使い物にならなくな るかもしれない。必要とされているのは、知識の 量よりもどんな変化にも対応できる力である。 極端に言えば、知識そのものはインターネットの 中に誰でも検索できる状態で存在しているので あり、それを探し出して活用し、問題解決に用い ることができる力こそが必要とされているのだ。

ところが日本の教育は明治以来これまで、先生から学生・生徒への一方通行の講義型授業のみを良しとして、新しい時代の要請に応えようとはしてこなかったのではないか。

現在進行中の、大学入試の改革を含む教育改革は、明治の改革、戦後の改革に次ぐ3度目の教育大改革とも言われている。そこまで言われる背景には、最新の知識を多く身につけただけでは、子供たちはこれからの社会を生き抜いていくことはできないのではないかという危機感、また同時に日本の国際競争力も低下してしまうのではないかという危機感がある。

社会の変化で必要とされる 能力も変化

その危機感から打ち出されている施策の1つが、学生や生徒が、先生の一方的な話を黙って聴くだけではなく、能動的にグループワーク等に参加して学ぶ、というアクティブラーニングの導入である。

ここでは前節で触れた「危機感」ついて、「これまで」と「これから」の社会で必要とされる 能力を対比的に整理して紹介したい。

まず社会が求めている能力が、かつてと比べ て大きく変化しているのである。

ご存知のように、日本は1980年代までは世界に対して「追いつけ追い越せ」のキャッチアップ型経済で高度成長を実現してきた。そこで求められる能力とは、知的操作の速度であったり、知識の量や正確さなどであったりした。

ところが、現在、日本社会が求める能力は大きく変化してきている。それを東京大学の本田由紀教授は『多元化する「能力」と日本社会』という本の中で、次のように整理している。メリトクラシーは産業社会と読み替えることが可能だが、ポスト産業社会と読み替え可能なハイパー・メリトクラシーとでは必要とされる能力が上図のように異なっているという指摘である。

対比的にご覧になると分かりやすいと思うが、 図の左側の産業社会で必要とされる能力である 知識量や基礎学力は、知識伝達型の教育で達成

メリトクラシー

産業社会

基礎学力

標準性

知識量・知的操作の速度

共通尺度で比較可能性

順応性

協調性・同質性

ハイパー・メリトクラシー ポスト産業社会

生きる力

多様性

創造性・意欲

個別性・個性

能動性

ネットワーク形成力・交渉力

※本田由紀『多元化する「能力」と日本社会 ―ハイパー・メリトクラシー化のなかで』 (NTT出版、2005年)より作成。

可能である。一方通行の講義という形式は、大量の知識を効率よく伝えるのには適しているからだ。

これに対して、図の右側に挙げた創造性・意欲、 多様性やネットワーク形成力、交渉力などのポスト産業社会で必要とされる能力は、知識伝達型の教育や暗記型の学習で獲得できるものではない。産業社会で必要とされた左図の基礎学力等の能力を身につけた上で、それを活用しつつ「解のない問題」に対して解決策を創造する活動、すなわちアクティブラーニングを通じて形成していくしかないのである。

つまり、このように日本社会が変化し、その 社会で求められる能力が右側に挙げたものへと 変化してきているのであり、そのためにこそ、ア クティブラーニングという学び方が求められるよ うになってきたのである。

誰もが高等教育を受ける 時代になったのも理由の1つ

上に述べたことは、アクティブラーニングが 必要とされる積極的な側面である。もう1つ、 消極的な側面からもアクティブラーニングが必 要とされている背景がある。

それは、大学進学率が大幅に伸びたことだ。 大学進学率は1990年頃までは25%程度だったが、 それから急速に上昇し現在では50%を超えてい る。短大や専門学校進学者を含めると、高等教 育への進学率は何と80%にまで達している。つ まり、同世代のほとんどが高等教育(大学・短大・ 専門学校の教育)を受ける時代なのである。 アメリカの教育社会学者マーチン・トロウは、大学進学率が15%以下の社会では大学はエリート教育であり、25%を超えるとマス(大衆化する)段階に至り、50%を超えるとユニバーサル・アクセス段階に至ると指摘している。

ユニバーサル・アクセス 段階とは、難易度を問題に しなければ誰でも大学にア

クセスできる(入れる)社会になったということ である(これは少子化と大学入学定員との関係 で生じる大学全入問題とは文脈が異なることに 注意)。

そのユニバーサル段階において問題なのは、多くの大学で、大学への準備(カレッジ・レディネスと呼ぶ)ができていない学生が大量に入学してくる、という問題である。つまり高校までの段階で、学習習慣などを身につけることができないまま大学に入る学生が増加しているということである。

このような、カレッジ・レディネスが整っていない学生に対して、大学が一方通行の講義型授業のみを行ったとしたら、どのようなことが起こるか、容易に想像がつくと思う。言うまでもなく、授業への無関心と居眠りである。前回、紹介したようにハーバード大学の講義に際してさえ、学生の脳は眠っているときと同じ程度に不活性であるのに、である。

このような背景から、日本ではこれまで入試 難易度の低い大学の方がより積極的にアクティ ブラーニングを導入する傾向が強くあった。し かし、ここに来て、ようやく社会で求められる能 力の変化に対応しようという動きが、多くの大 学に広がってきつつある。

その意味では、カレッジ・レディネスへの対応という性格をはらみつつも、より積極的な社会への対応として、アクティブラーニング導入が進められる段階に入ろうとしているのである。

次回は、アクティブラーニング型授業の実例 とその効果を紹介する。

学生が運営した青森中央学院大学での 期日前投票所 青森市選挙管理委員会

◆ 大学構内での期日前投票所の開設

平成28年7月の参院選から、18歳に選挙権を 引き下げる改正公職選挙法が今国会で可決され る見込みとなったことから、投票率向上や参加 型・体験型の選挙啓発の有効な手段のひとつと して、市内の大学構内への期日前投票所の開設 を検討することとし、その可能性を打診した。

また、今後の新たな期日前投票所の開設に当たって、投票管理者、投票立会人、事務従事者などの人員の確保やオンライン整備のための財源の確保等の課題解決に向け、より効果的・効率的な運営手段を検討する必要があった。

このような中で、青森中央学院大学からは、 期日前投票所の開設に当たっては、学生が投票 管理者、投票立会人、事務従事者として協力す ることも可能であり、大学としても全面的に協 力するという積極的な申し出をいただいた。

◆ 青森中央学院大学との協議

期日前投票所開設の課題のひとつであるマンパワーの確保として、学生の協力を得ることができた。また、選挙人名簿の確認のためにオンラインの整備をすることなく電話での対応が可能であったことから、既決予算の流用で対応可能となり、6月7日の青森県知事選での期日前投票所の試験的な設置に向けて協議することとした。

期日前投票所の場所については大学から複数の提案があったが、学生が集まりやすい場所ということで、学生食堂の向かいにある7号館1階フリースペースに開設することとなった。この場所の前面道路は通常は車両の進入禁止となっているが、利用が想定される地区住民の利便性を考慮し、臨時的に車両の通行を許可していただいた。

2重投票防止のための選挙人名簿の確認は、 電話により確認を行った松山大学(愛媛県松山 市)の例に倣って実施することとした。

大学から、「選挙権を有している3年生と4年生のゼミが水曜日にある」という情報を得、6月3日(水)の1日の開設とし、学生の授業時間等を考慮し開設時間は午前11時から午後7時までとした。

投票管理者、投票立会人、事務従事者は、学生団体「選挙へGO!!」の指導者である青森中央学院大学の佐藤淳准教授ゼミの学生を5人推薦していただいた。また、同大学も会員となって連携して事業を実施している「横内地区まちづくり協議会」から1人を投票立会人にお願いした。当日は、選管職員1人がサポートした。

横内地区まちづくり協議会の10町会に期日前 投票所開設の周知チラシの配布、また、近隣に は中央卸売市場や事業所が集中している問屋町 があり、それらの事務局等にも、佐藤准教授と 選管事務局職員が同行して期日前投票所開設の 周知を行った。

なお、選挙権を有していない大学生にも投票 になじんでもらうため、同時に模擬投票を実施 することとした(架空の政党の候補者3人の選 挙公報を作成し投票)。

◆ 期日前投票直前の準備

投票管理者、投票立会人、事務従事者のそれ ぞれの責務や事務の取扱いについて、5月27日 (水)に佐藤准教授の研究室で説明会を開催し た。説明会には、模擬投票に係わる学生も参加 して熱心に説明を聴いており、当日は十分期待 できると手応えを得た。

選挙人等の確認については、選管事務局へ電話で投票区番号、ページ番号、名簿番号を告げ、 選管事務局で氏名、生年月日、住所、性別を確認し、投票の可否の回答を得た後、投票用紙を 交付するまでの取り扱いを説明することとした。

選管事務局では、以下の準備を行った。

①名簿を確認するための電話は、レンタルした

携帯電話4台(投票所2台、選管2台)で対応。 ②確認のため事務局には青森中央学院大学受付 専用のパソコン1台を増設。

③6月2日(前日)までの投票済のバックアッ プデータを入力したパソコン1台を大学へ持 参し、バックアップデータで名簿登載および 投票の有無を確認した後、受付をした(最初 はサポートの選管職員で対応したが、随時学 生が対応)

期日前投票日の前日(6月2日)、投票所とな る会場を2つに分割して期日前投票所と模擬投 票所を設置した。設置には、大学職員7人が加 わり、短時間で会場を設営することができた。 大学の協力体制に感謝したい。

期日前投票当日

午前10時には大学に到着し、大学の構内に投 票所までの経路の案内板を設置する。徐々に報 道陣が詰めかけ、会場の入口付近がごった返し てきた。模擬投票所には、学生団体「選挙へ GO!! | の代表である瓜田さんが詰めて、「めい すいくん」の出動や、「選挙へGO!!」のテーマソ ング「行け、僕らのリーダー」を熱唱し、期日 前投票や模擬投票を呼びかけた。

投票開始時は、地域住民や周辺企業の社員の 方の投票が主だったが、昼前後には学生の投票 が見られるようになった。学生や職員の呼びか けにより初めて投票すると思われる学生の姿も あった。

投票の受付は、バックアップデータを入力し たパソコンで、投票に来た方の選挙人名簿への 登録の確認を行うこととしたことから、投票所 入場券を持参しないで備え付けの期日前投票官 誓書へ記入した方でも、選挙人名簿の記載ペー ジ、番号等を検索してから電話で確認すること となり、選挙人の面前で氏名、住所、生年月日を 言う必要がなく、選管事務局での確認について 返事をすることで、個人情報の秘密が守られた。

投票事務においては、特段問題が発生するこ ともなく順調に進んだ。

期日前投票の投票者数は328人で、このうち 大学生らしき者(投票立会人にカウントをお願 いした)は58人だった。投票終了後、投票録を 作成、投票管理者および投票立会人の署名をし

た後、直ちに 投票管理者と 立会人ひとり が投票箱を選 挙管理委員会 ヘタクシーで 送致し、残っ た者が会場の 復元を行い、



午後8時前には解散した。

問題が発生した場合の対処方法を講じておく ことにより、学生主体の運営での期日前投票所 の開設は他の大学においても可能であるとの感 触を得た。また、電話での名簿確認もバックアッ プデータの活用により特段問題がないものと確 認することができた。

模擬投票の投票者数は131人で、留学生も含 まれていた。



まとめ

選挙終了後に期日前投票所に従事した学生ス タッフにアンケート調査を行ったところ、今回 の従事を通じて選挙や投票事務について理解す ることができたという意見や、多くの学生が今 後も学内に期日前投票所を設置したほうがいい と考えており、引き続き投票事務に従事したい との意見が多く寄せられた。

また、学生の投票は、青森市に住所を有する 20歳以上の者と定められているため、県外、市 外の学生が投票できないのが残念という意見も あったが、記者会見の際に、花田学長から入学 式等の機会を捉えて、青森市への住所異動につ いて学生に働きかけていきたい旨の発言もあっ た。

来年7月に行われる参院選から投票の年齢要 件が18歳に引下げられることから、新たに選挙 権を有する者に投票所に足を運んでもらうこと が将来の投票率向上につながっていく重要な一 歩となるものであり、若者の投票環境の整備が 必要である。

今回の運営状況の検証結果を今後の期日前投 票所の増設に当たって活かしていくとともに、 市内の大学と引き続き協議していきたいと考え ている。

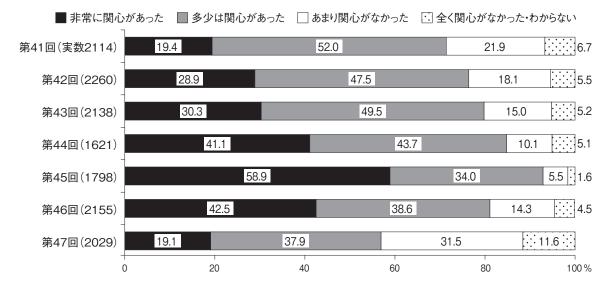
報告第47回衆議院議員総選挙に関する 有権者の意識調査

明るい選挙推進協会は、第47回衆院選(平成26年12月)に関する有権者の意識調査を実施しました。 調査対象者は全国の満20歳以上の男女3,000人を無作為抽出しました。調査方法は第45回まで面接調査法 でしたが、第46回から郵送調査法を採用しています。時系列のデータを見るときはご留意ください。調査 期間は平成27年3月19日から4月20日です。回収率は67.6%でした。調査結果の一部を紹介します。

1 選挙関心度 - 現行選挙制度下で最低 -

「昨年12月の衆院選について、あなたは、どれくらい関心がありましたか」

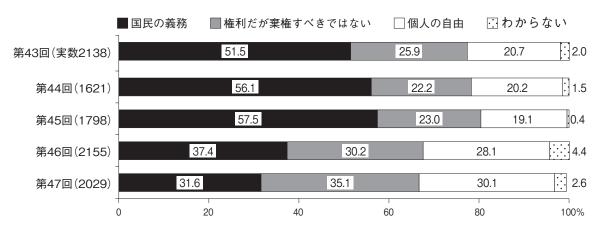
過去の調査と比較してみると、「関心があった層(非常に+多少は)」は、小選挙区比例代表並立制となった第41 回から第45回まで回を追うごとに増加してきたが、前回の第46回では第45回より11.8ポイント減少し、今回はさら に24.1ポイント減少して、第41回以降で最低となった。減少の大部分は「非常に関心があった」人の大幅な減少(-23.4ポイント)が占めている。



2 投票に対する意識 - 「個人の自由」が増加 -

「あなたはふだん、選挙の投票について、この中のどれに近い考えをもっていますか」

これまでの調査結果と比べると、前々回(第45回)までは半数以上の人が「国民の義務」と回答していたが、前 回は37.4%へ低下し、今回は31.6%と前回よりもさらに5.8ポイント減少して過去最低となった。逆に、「個人の自由」 は、前々回の19.1%から前回は28.1%へ増加し、今回はさらに30.1%へ上昇した。この前々回から前回への大きな変 化は1の選挙関心度でも見られたが、調査方法の違いが影響したのではないかと考えられる。また、前回と今回と の違いは、実際の投票行動の有無(投票率の低下)が意識にも影響したのではないかと考えられる。



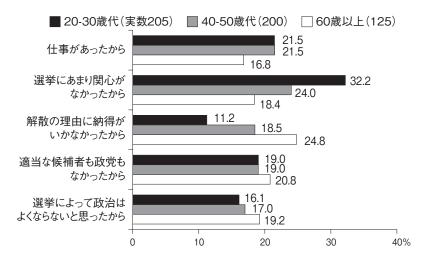
3 年代別棄権理由 - 若者は「選挙に関心がない」が最多 -

投票を棄権した人に対して、17の棄権理由を提示し、あてはまるものをすべて選んでもらった。そのうち選択率の高かった上位5つの選択肢(「仕事があったから」「選挙にあまり関心がなかったから」「解散の理由に納得がいかなかったから」「適当な候補者も政党もなかったから」「選挙によって政治は良くならないと思ったから」)に

ついて、「20~30歳代」「40~50歳代」「60 歳以上」と3つの年代に分けて見てみる。

20~30歳代は「選挙にあまり関心がなかったから」と回答した人が一番多く(32.2%)、この理由を選択した人は年代が上がるに連れて少なくなる。逆に60歳以上の人は「解散の理由に納得がいかなかったから」と回答した人が一番多く(24.8%)、この理由を選択した人は年代が下がるに連れて少なくなる。

若い人ほど選挙に関心がなかったため棄権 し、高齢者ほど解散の理由に納得がいかな かったために棄権したことが対照的に示され たといえる。



4 投票に行こうと思う状況 - 若者は駅やコンビニでの投票、高齢者は投票所が近いことを希望 -

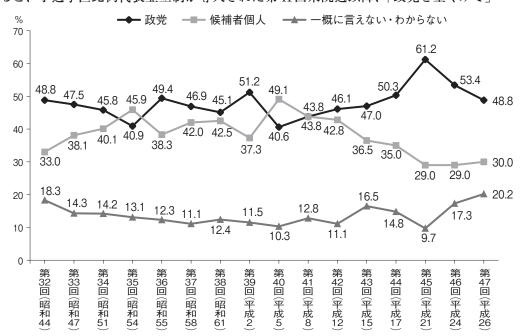
棄権した人に対してさらに「あなたはどういう状況だったら投票に行こうと思いますか」と尋ね、4つの選択肢の中から1つを選んでもらった。その結果、全体では、4割近い38.5%の人が「駅やショッピングセンター等でも投票ができたら」と回答している。中でも20~30歳代は45.3%、40~50歳代は44.3%と多い。60歳以上は「投票所が近かったら」と回答した人が最も多かった(20.7%)。なお、4割近い人(39.4%)は「わからない」と回答している。

				(%)
	全体 (実数527)	20~30歳代 (214)	40~50歳代 (192)	60歳以上 (121)
投票所が近かったら	11.9	10.7	8.3	20.7
投票所まで無料のバスなどが運行されたら	0.6	0.0	0.0	2.5
駅やショッピングセンター・コンビニなどでも投票できたら	38.5	45.3	44.3	18.2
期日前投票が午後8時以降もできたら	9.6	11.2	9.4	7.4
わからない	39.4	32.7	38.0	51.2

5 政党か候補者か一政党重視の増加が止まる一

「あなたは小選挙区選挙で、政党の方を重くみて投票しましたか、それとも候補者個人を重くみて投票しましたか」 過去の調査結果と比較すると、小選挙区比例代表並立制が導入された第41回衆院選以降、「政党を重くみて」

が徐々に増加し、政権交 代選挙となった前々回は 過去最高の61.2%となった が、前回は53.4%、今回 48.8%と連続して減少重 た。一方、「候補者を前して かけていずれも29.0%と に対し、「一概に対し、「一概に対し、「一概に対し、「一概に前 ない・わからない」は か9.7%から17.3%とさらに かり、今回も20.2%とさらに 上昇し、過去最高となった。

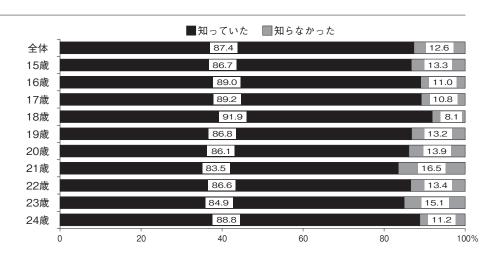


報告 18歳選挙権認知度調査

明るい選挙推進協会は、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられたことの認知や賛否と、政治や選挙への関心などを尋ねる意識調査を実施しました。調査対象者は、全国の中学生を含まない15歳から24歳までの男女3,000人で、インターネットのモニター登録をしている方の中から、国勢調査の人口分布に基づき抽出しました。調査方法はインターネット調査で、調査期間は6月19日から23日です。調査結果の一部を紹介します。

1 「公職選挙法の改正により選挙権 年齢がこれまでの20歳以上から『18歳以上』に引き下げられました。これにより来年予定されている参議院 選挙から18歳以上の人が投票に参加できるようになります。あなたはこのことをご存知でしたか」

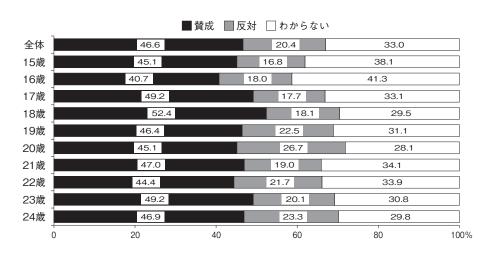
全体では87.4%の人が「知っていた」と回答している。年齢別に見てもすべての年齢で認知度は8割を超えている。特に18歳は91.9%が「知っていた」と回答し最も多かった。



2 「あなたは選挙権年齢が『18歳以上』に引き下げられたことに、賛成ですか、反対ですか|

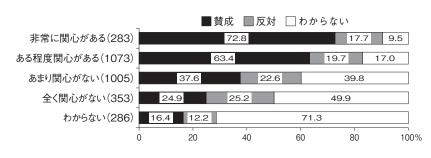
年齢ごとにバラツキはあるものの、おおむね4割超の人は好意的に受けとめている。ここでも18歳の選択率が最も高く、5割を超えている(52.4%)。ただ、全体の3分の1は「わからない」と回答している。

選択肢や調査対象者が異なるものの、第46回衆院選(平24)の有権者調査(20歳以上)の中でも投票権年齢の引き下げの是非について尋ねている。この時は「18歳に引き下げるべき」と回答したのは全体で24.1%に過ぎず、「現状のまま(20歳以上)」が66.7%であった。



3「あなたは国や地方の政治にどの程度関心がありますか」と「あなたは選挙権年齢が『18歳以上』に引き下げられたことに、賛成ですか、反対ですか」とのクロス集計

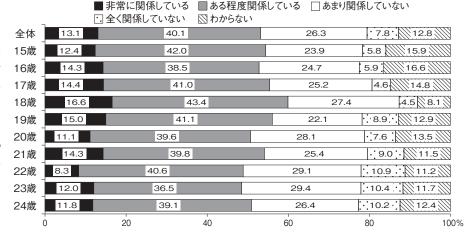
国や地方の政治に「非常に関心がある」 人は「賛成」が72.8%と最も多く、以下、「賛成」の割合は、政治への関心の程度に応じて段階的に少なくなっていく。「反対」の割合は、関心がない人からの選択率が高い。政治に関心があるかないか「わからない」 人は、選挙権年齢の引き下げについても「わからない」と回答する割合が圧倒的に多い(71.3%)。



4 「あなたは自分自身の生活と政治とは どの程度関係しているとお考えですか」

「非常に関係している」「ある程度関係 している」「あまり関係していない」「全 く関係していない」「わからない」の中か ら1つを選んでもらった。

「関係している(非常に+ある程度)」 と考える人は全体で53.2%とかろうじて5 割を超えるが、22歳・23歳は5割に届か ない。18歳が60.0%と最も多く、次いで 19歳の56.1%、17歳の55.4%と前後の年 齢が続いている。

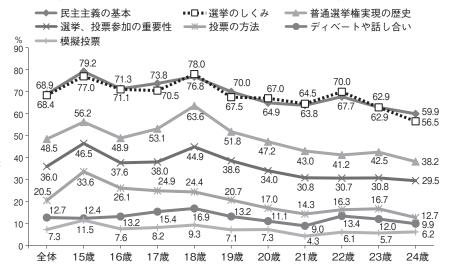


5「(政治や選挙について)、どのようなことを学びましたか」(複数回答)

全体では「国民主権や多数決などの民主主義の基本」(68.9%)、「選挙区制や選挙権年齢などの選挙の仕組み」(68.4%) は7割近いが、「普通選挙の実現の歴史」は48.5%、「選挙の意義と投票参加の重要性」は36.0%、「投票所における投票

の方法」は20.5%と低下する。「社会問題や政 策などをテーマとしたディベートや話し合い」 は12.7%、「実際の選挙や架空の候補者による 選挙での模擬投票」は7.3%とさらに少ない。 年齢別では多くの項目に、15歳と18歳に小さ な山が見られ、19歳以上は記憶が薄らぐせい か、年齢とともに「学んだ」人が少なくなる 項目が見られる。

なお、当該質問は、前段で「あなたは小学 校から高校までの授業で、政治や選挙のこと を学びましたか」と尋ね、「学んだ」と回答し た人(2495)に選んでもらったが、「どのよう なことを学んだか」の割合は全体(3000)を 分母にして計算している。



6 「あなたは、高校生が政治や選挙に関心を持つためには、何をすればよいと思いますか」

7つの選択肢を提示し、該当するものをいくつでも選んでもらった。

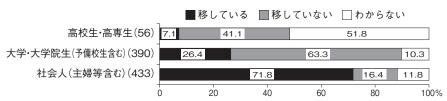
全体では「学校で政治や選挙に関する新聞記事 を使った授業を受ける」が35.1%と最も多い。次 いで「学校で政治や選挙に関するディベートや話 し合いを行う」の33.9%、「学校で選挙権管理委 員会の職員などから選挙の話しを聞いたり模擬投 票を体験する」の31.9%が続く。「選挙時に投票 所で受付などの事務を体験したり、又は街頭で投 票への参加を呼びかける啓発キャンペーンに参加 する」「開会中の議会を傍聴しに行く」「本物の議 場で生徒が市(町村)長に質問する高校生議会を 開催する」も20%を超えた。

							(70)
	新聞記事を使った授業	ディベートや 話し合いを	模擬投票 体験など	受付事務体験 や投票啓発	議会傍聴 に行く	高校生議会 開催	政党関係者からの政治
	関づた技法	行う	体験なる	行事に参加	1C1]\	用惟	の話
全体	35.1	33.9	31.9	20.5	24.0	21.6	19.2
15歳	36.7	29.2	34.5	20.4	27.4	22.1	23.5
16歳	30.1	25.0	28.9	22.2	24.2	20.2	22.5
17歳	35.1	33.8	26.2	19.0	26.2	20.0	20.0
18歳	37.3	39.2	33.4	19.0	28.0	21.7	23.2
19歳	42.1	38.2	33.9	18.9	20.4	23.9	20.4
20歳	33.3	35.1	35.8	19.1	20.8	20.5	19.4
21歳	33.3	36.6	31.2	20.4	24.0	17.6	16.8
22歳	35.1	35.1	31.6	21.4	20.8	21.7	15.3
23歳	35.5	34.1	34.8	24.1	24.7	26.4	19.4
24歳	33.5	33.2	29.8	20.2	23.6	22.0	12.4

7 「あなたは、現在あなたが住んでいる所に住民票を移していますか」

まず「親御さんと一緒に住んでいますか」と尋ね、一緒に住んでいないと回答した人に「移している」「移していない」 「わからない」の中から1つ選んでもらった。調査結果を身分別で見てみると、高校卒業後、親元を離れて進学した短

大生や大学生、大学院生等は26.4%しか住民 票を移していない。社会人になると71.8%が住 民票を移している。高校生・高専生は7.1%し か移していないが、サンプル数(親と同居して いない人)が少ない。



(%)

海外。選挙事情

トルコ総選挙

トルコ国会(一院制、定数550)の総選挙が6月8日に行われ、与党・公正発展党(AKP)は、前回議席を大きく下回る258議席の獲得にとどまりました。 投票率は83.92%。

AKPは過半数割れ

AKPは第1党を確保しましたが、2002年の政権発足以来、初めての過半数割れとなり、安定した政権運営には他党との連立が必要となりました。注目のクルド人系左派の人民民主党(HDP)は、80議席を獲得し大きく躍進しました。厳格な政教分離を主張しAKPと対立する共和人民党(CHP)は微増の132議席、右派の民族主義者行動党(MHP)も80議席を獲得するなど、野党が軒並み議席を増やしました。

6月23日には総選挙後初の国会が招集され、エルドアン大統領*がAKP党首のダウトオール首相に組閣を命じ、連立政権樹立に向けた協議が本格化しました。野党各党はAKPとの連立に否定的ですが、AKPは今後、CHPやMHPとの連立や閣外協力を模索すると見られています。なお、開票結果の確定から45日以内に組閣で合意できなければ、再選挙となる可能性が指摘されています。

選挙権は18歳以上、被選挙権は25歳以上。議員 任期は4年。県単位(定数が多い場合は選挙区を2 ~3に分割)を選挙区に、拘束名簿式比例代表制(ドント方式)により選出されます。全国で有効得票の 10%以上を獲得できなかった政党には、議席が与えられません。

強い大統領制を拒否

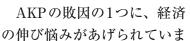
今回の選挙は、AKPが公約のトップに掲げる憲 法改正による大統領の権限強化が、大きな争点と なっていました。現憲法では大統領は国の象徴で

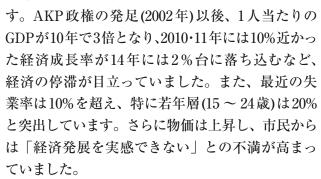
主な政党獲得議席数

党名	新議席数	改選前 議席数					
AKP	258	311					
CHP	132	125					
MHP	80	52					
HDP	80	29					
その他	0	33					

*定数550議席、過半数276議席

あり、政治的中立が求 められていますが、エ ルドアン大統領は、議 院内閣制から大統領中 心の体制への転換を目 指していました。今回 のAKPの敗北は、国 民がエルドアン大統領 の市民の権利や言論の 自由を制限する行為や発言、 反政府デモを力で抑え込むな どの独裁化を懸念し、強い大 統領制にNOを突きつけたと いえ、改憲論議は頓挫したと 見られています。





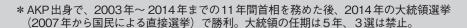
トルコ

HDP、10%条項を初めてクリア

党として初めて総選挙に臨んだHDPは、13%を 獲得して10%の阻止条項をクリアし、議席を大幅 に増やしました。それまでの総選挙では、無所属 で立候補し、当選後HDPに加入する手法が取られ ていました(無所属候補は選挙区ごとに10%条項が 適用されるため)。HDPは、2014年の大統領選挙で 候補者が9.76%を獲得したことから、今回の挑戦と なりました。

クルド人はクルド語を母語として独自の文化を持つ民族で、トルコ全人口の約15%を占めています。 クルド人は、第一次世界大戦に勝利した英仏がオスマン帝国を解体した際に、トルコ、シリア、イラク、イランに分断され、推定人口は3千万人、国を持たない世界最大の民族といわれています。

前回の総選挙ではクルド人の約4割がAKPに投票したとされていますが、今回はこぞってHDPに投票したと見られています。昨年9月に国境近くのシリア領のクルド人の町がイスラム国に侵略された際に、エルドアン政権が軍事介入を行わず「同胞を見殺しにした」との思いがHDPへの大きな投票動機と考えられています。また、HDPは性的、宗教的、民族的などの少数派の受け皿になると訴えており、マイノリティからの支持も集めたとされています。



協会からのお知らせ・・・・・・・

■ 今年度のフォーラム開催日、内容

今年度の協会主催のブロック別フォーラムを下記の通り 開催いたします。参加費は無料です。募集は都道府県指 定都市選管を通じて行います。多くの方のご応募をお待 ちしております。

	地域コミュニティフォーラム	若者リーダーフォーラム
北海道・東北	12月1日(火)-2日(水) 仙台市	10月3日(土)-4日(日) 福島市
関東甲信越静	11月12日(木) 前橋市	9月26日(土)-27日(日) 新潟市
東海・北陸	8月28日(金) 岐阜市	10月17日(土)-18日(日)
近畿	10月9日(金) 神戸市	京都市
中国	9月10日(木)-11日(金) 岡山市	9月5日(土)-6日(日)
四国	10月23日(金) 高松市	高松市
九州	11月24日(火)-25日(水) 大分市	11月7日(土)-8日(日) 長崎市

【若者リーダーフォーラムの研修内容の例】

- ○9 月26日(土) 27日(日)、開催地:新潟市
- ・新潟医療福祉大学の佐藤裕紀先生による若者の地域参 画に関する講演
- ・関東ブロックで活躍する若者啓発グループの活動報告
- 新潟江南高校の田中一裕先生、新潟大学の釜本健司先 生による主権者教育のワークショップ 等

【地域コミュニティフォーラムの研修内容の例】

- ○9 月10日(木) 11日(金)、開催地:岡山市
- ・福岡県の大野城投票率あっぷの会による活動報告
- ・岡山大学法学部の上神貴佳先生による地方政治を見る 視点についての講演
- ・岡山大学大学院教育学研究科の桑原敏典先生による主 権者教育のワークショップ 等

■ 主権者教育推進のための研修会等開催支援事業

18歳選挙権成立を受け、学校における主権者教育のよ り一層の充実が必要になっています。そこで、協会では、 都道府県・指定都市の明推協・選管が、教育委員会等と 連携し、主として学校の教員を対象とした研修会やシン ポジウム等を開催する場合に、講師を派遣する本事業を 実施することといたしました。申請は随時行っております のでご活用ください。詳細は協会ホームページをご覧くだ さい。

■ めいすいくんグッズ

このたび新しく「めいすいくん消しゴム」、「めいすいく ん鉛筆 | を作成しました。また、メモ帳、クリアファイル については、新デザインのものを作成いたしました。

詳細は協会までお問い合わせください。





めいすいくん鉛筆

めいすいくん消しゴム

■ 寄附のお願い

協会では、明るい選挙の推進のため、皆様のご支援を お願いしております。当協会へご寄附をいただいた場合 には、税制面の優遇措置が受けられます。

詳細・お申し込みは協会ホームページをご覧ください。

表紙ポスターの紹介

◆平成26年度明るい選挙啓発ポスターコンクール 文部科学大臣・総務大臣賞作品

小西 舞衣さん 愛媛県立松山南高校砥部分校3年(受賞当時)

顧 東良 雅人 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

鳥獣人物戯画絵巻にでてくるうさぎと蛙をうまく使って構成 しています。票を持っているうさぎや投票箱が違和感なく描か れていて、現代に鳥獣人物戯画絵巻が復活したようです。

編集後記

●いわゆる 18歳選挙権法が6月19日に公布され、来年夏 の参議院議員通常選挙から適用される予定です。

明るい選挙推進協会では、従来から若者を対象とした研 修会などで主権者教育に取り組んできました。特に 2005年には、投票権年齢の引き下げを念頭に、本誌の 前身「私たちの広場」で「海外のシティズンシップ教育」 の連載をスタートさせ、アメリカの未成年模擬選挙や争 点学習、ドイツの政治教育、イギリスのシティズンシッ プ教育、スウェーデンにおける若者の社会参画などを紹 介してきました。また国内における社会科公民学習や中 高生の社会参画の取り組みも紹介してきました。

18歳選挙権の成立により、にわかに主権者教育が脚光を 浴びておりますが、明るい選挙推進協会では、今後も引 き続き、着実に主権者教育の推進に取り組んでいきたい と考えております。

- ●特集テーマは「住民投票」です。5月に実施された大阪 市の住民投票は様々な面から議論が起こり、高い投票率 を示しました。また公職選挙法による選挙運動などと異 なる投票運動の規制も話題となりました。条例に基づく 住民投票の意義や課題、住民投票と選挙の投票参加との 関係、投票運動の規制について解説していただきました。
- ●元NHK解説委員長の神志名泰裕氏に寄稿いただきまし た。選挙離れ社会に警鐘を鳴らし、党首討論など論戦の バージョンアップ、メディアが争点や問題解決の優先順 位などについて説得力ある判断材料を提供することなど を提案されています。

編集・発行 ●公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780 〈ホームページ〉http://www.akaruisenkyo.or.jp/ 〈フェイスブック〉https://www.facebook.com/akaruisenkyo 〈メールアドレス〉akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp 〈ツイッター〉https://twitter.com/Akaruisenkyo

